

令和8年8月6日

公 告

陸上自衛隊松戸駐屯地司令
陸将補 児 玉 龍
(公 印 省 略)

陸上自衛隊松戸駐屯地において、令和9年度に展示即売店の設置を希望する業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 公募に付する事項

(1) 使用許可期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間（連続10日を超えず、かつ、通算3か月を限度とする。）

(2) 募集業種

ア 展示即売店（食品・生活用品・スポーツ用品等）

イ キッチンカー

※ アルコール類の提供は不可

(3) 設置場所

千葉県松戸市五香六実17番地

陸上自衛隊松戸駐屯地厚生センター及び陸上自衛隊松戸駐屯地内で後方支援学校需品科部総務課厚生室が指定する場所

(4) 営業時間

午前10時から午後5時まで（キッチンカーは午後7時まで）とし、細部は別途協議

(5) その他

詳細については、「募集要領」及び「仕様書」による。

2 応募資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 「募集要領」及び「仕様書」の全記載事項を遵守できる者。

3 公募期間及び募集要領配布期間等

- (1) 公募期間
令和8年8月17日(月)から同年9月15日(火)
- (2) 募集要領の配布方法
メールにてデータ送付するため、第7項の問合せ先へメールにて申し込みされたい。

4 提出書類

申請書ほか、詳細については募集要領及び仕様書による。

5 説明会日時・場所等

- (1) 日 時
令和8年9月17日(木) 午前10時00分から午前11時00分
(受付時間：午前9時30分から)
- (2) 場所等
陸上自衛隊松戸駐屯地内 厚生センター1階 多目的ホール
- (3) 参加人員
各社1名(厳守)
- (4) その他
ア 説明会希望者は、令和8年9月15日(火) 午後3時までに、「業者(社)名、参加者名、住所、日中に連絡可能な電話番号」を第7項に示す問合せ先へメールにて申し込みされたい。
イ 説明会に遅刻、欠席した場合は、公募に参加できないものとする。

6 業者の選定

書類選考により、総合的に審査し採否を決定する。

7 問合せ先

〒270-2288 千葉県松戸市五香六実17番地
陸上自衛隊後方支援学校需品科部総務課厚生室厚生班
担当：石塚
電話番号：047-387-2171(内線227)
※ E-mail:kokuyuzaisan-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp